

形象的判断力の創造性と妥当性

村 井 洋

一 はじめに

本稿は政治的判断力 *political judgment* に関する議論から特徴的な批判の応酬を取り上げ、判断力をめぐる問題状況と論争の経過とを確認したのち、筆者による若干のコメントを加えようとするものである。考察の中心は、「二」以下で述べるように、二〇〇五年 *Political Theory* 誌の第2号に掲載されたリンダ・ゼリリの「私たちはみずからの自由を感じる」と同誌の同年第5号に掲載されたレスリー・ポール・テイリーの「ハンナ・アレントを判断する―ゼリリへの返答」に置く。⁽¹⁾ これらは刊行以来十年以上が経過しており、また、アレントの判断力の妥当性 *validity* 概念の性格をどのようなものと捉えるかという一見トリヴィアルな問題にこだわっているように見えながら、判断力という、究明途上の精神力を全体的に把握しようと云う課題に取り組む、いまだに重要性を失っていない議論となっている。

本論に立ち入る前に判断力概念ないし政治的判断力論をめぐる問題史的文脈に触れておきたい。

判断力 *Urteilskraft* (独)・*judgment* (英) という精神能力は我々の実生活の多様な領域で行使されているものと見ることができ⁽²⁾。政治領域において近年話題となった一事例を挙げれば、投票権の十八歳以上への引き下げがあるであろう。ここでは有権者に相応しい政治的教養 *political literacy* とは何かが今更のように問われたといえよう。この場合、政治的教養とは、単なる政治制度や時事問題についての知識ではない（憲法上の政治制度については小学校以来社会科学教科書を通して学ぶ必修事項である）、政治問題に関わる主体の精神の過程が重要であった。すなわち、政治状況に対して有権者自身が主体的に取り組む姿勢と、自らの価値観をより鮮明に自覚しながら政治問題についての重要事項を選択することと、問題に関して複数の意見の中から、自ら根拠付けをおこないつつ、政策ならびに候補者を選択する思考過程を学ぶことが求められていたのである。これらは政治を「考えること」であり、より正確に言えば「判断すること」であろう。

今ここで判断力の理念史を全体的に描く余裕はないが、考察の視角を暫定的に定めるために簡潔な定義を施しておこう。判断力とは「普遍と個別を架橋する精神力」と言いうるであろう⁽⁴⁾。しかしながら、判断力についての理論的説明、すなわち、判断することを、意志すること *willing* や思考すること *thinking* といった他の精神能力と区別し、あるいは判断力を構成する要素である想像力や悟性という契機に遡って考究しようとする学問的試みは最近に至ってもそれほど数多いとは思われない。判断力が行使される領域においては、我々は個別的なものに関わる実践的要請を引き受けながら、普遍的基準（規範）が定かでないかあるいは複数の基準（規範）が同程度の重要性で意識される状況に直面するのである。その中で、個別的な事柄に対処するための能力を判断力として追究していたのである⁽⁵⁾。

ところで、政治的領域において、状況を認識しながら個別ケースを捌いていく能力、あるいは個別の政治状況を評価する能力は政治行為の当事者のタスクとしてしばしば要請され、実際に行使されることを見るのであるが、このような能力が単に状況把握力や技術的如才なさに留まらず、「自由」、「平等」や「共通善」といった普遍的価値との関係で行使されることは期待してよいのであろうか。すなわち、政治的判断力というものが、政治に関わる人間の精神の普遍性を志向した働きとしてありうるか、あるとすればそれはいかなる特質をもつものかという問を立てるということである。さらに言い換えれば、政治的判断力は「政治理性」として成り立ちうるかという問である。

この「政治的理性」もまた、現代ではほとんど使用されなくなった語彙である。これをわれわれは、政治領域において機能する合理的思考のことを指すことに用いるが、かつては自然法と呼び習わされていたものであった。⁽⁶⁾それは十七世紀から十八世紀ヨーロッパ政治思想史において、契約論的国家観と結びつくことによって近代政治学説の中心をなしていたと言つてよい。しかし、このような近代自然法思想は19世紀以降の産業社会化に伴って功利主義に主役の座を譲つてしまうことになったことは周知の通りである。しかし、20世紀後半に至つて、近代自然法を思考モデルとした正義論が再興され、それにかかわつて多くの議論を生む隆盛を見ることになった。さらにまた、「政治理性」はユルゲン・ハーバーマスをはじめとする討議論的デモクラシーの中にも生き続けている思考であると言つてよいであらう。⁽⁷⁾

これらの議論の意義、とくにロールズとハーバーマスの議論が「政治的理性」の、すなわち政治における合理主義的議論の正当性を継承している事実の重要性は認めるにやぶさかでない。しかし、これらの議論が政治状況を構成する個別的なものとの関わりに弱点が見られるという指摘も見逃せないであらう。個別事例に関わること

は、政治状況が不可避に直面する、新しいもの、見慣れぬもの、他者などと向き合わざるを得ず、時には友と敵を区別せざるを得ない状況性を持つという視点を意識することが重要になるのである。例えば、ロールズの『正義論』における中心概念のひとつ「最も不遇な人びと」が具体的にどう決定されるのか、という疑問は夙に起こされた疑問であった。このように考えるとロールズとハーバーマスの議論には「政治」理性としての性格が希薄なこと、普遍を個別に適用することを政治理性の課題とするのみならず、主体の個別性を踏まえながら、それを普遍的な立場へと転換することを課題とするダイナミズムの欠如が印象づけられるのである。⁽⁸⁾ 現代において政治的判断力が注目されるのは、以上のような理論状況の只中であると言えるであろう。

現代において語られた政治的判断力の議論の軸としてハンナ・アレントの判断力論があることは多くの研究者の認めることであろう。アレントはカントの『判断力批判』の（前半部分である）美的判断力論に注目し、政治世界に働く精神力への適用可能性を見いだした。カントにおいて例示される典型的な判断は「このバラは美しい」であるが、このとき美的判断力はバラという個別者を美しいという普遍的なものと結びつけているのである。これは我々が政治状況において直面するユニークな出来事、公共的舞台に現れるユニークな人物に最も相応しく対処する精神能力だと考えられるからである。⁽⁹⁾ しかしよく知られているところであるが、アレントの判断力論はその企図が現代の公共生活の要求に応えるものであり、同時に彼女の個人的な思想形成上意味深いものであったにもかかわらず、完成されぬままに終わってしまった。死後残された講義記録と若干の著作が手懸かりになるばかりとなった。本稿で取り上げるゼリリとテイリーリーのやり取りもアレントの判断力論が明確ならざる結末に終わったという事実を端を発しているといつてよい。

二 政治的判断力の性質

ゼリリが問題の手懸かりにするのは、アーレントが、ある人が行う政治的判断を他者の判断に照らして妥当なものとなすためにどのような条件を考えていたのか、ということである。ゼリリの結論を先取りして言えば、アーレントは、判断する際に人間が経験する自由の問題を最重要と考えていたのであり、妥当性を最重要の問題点とはしていなかったこと、かといって判断の妥当性を無視していたわけではなく、アーレント独自の妥当性の条件を考えていたというものである。すなわち、アーレントにとって妥当性は論理的な妥当性でなく、認識論上の妥当性とも異なる、というのがゼリリの主張である。

判断力の問題圏域において、判断がその内容について普遍妥当性を求めるということは少なくともカント以来の重要な問題であった。カントは美的判断が快楽への自己満足と似て非なるものであって、判断することは他の人の同意を得ることを内的な契機として要請するものと見ていた。この点で判断は単なる快楽と区別されるといえる。快楽は「自分にとって」心地よいことで意味をなす。それはカントが提示する典型的な快楽の命題が「カナリー産のワインは心地よい」であることで得心がゆく。一方、判断は個別の事柄を美しいと判断する中で普遍妥当性を「要求する」とされてきた。

「……美しいものをめぐる判断が、それでも論理的な判断と類似性を有しているからであり、その類似性は、判断の妥当性がその点に関して万人に対して前提されうるという点にある。とはいえ、概念にもとづくことによっては、この普遍性もまた生じることができない。なぜなら概念からは、どのようにしても快あるいは不快の感情

に移行することがありえないからである……。

したがって、その判断には、万人に対する妥当性への要求が、客観にもとづいた普遍性への要求がむすびあっていないなければならない。いいかえるなら、趣味判断には主観性にかかわる普遍性 subjective Allgemeinheit への要求がむすびあっていないなければならないのである。」(熊野純彦訳『判断力批判』§6)

カントに於いて美的判断は、それが存在するか否かによって動かされるものであってはならない(イソップの酸っぱいブドウの「判断」であってはならず―これをカントは自分にとつての関わりあり・なしと無関係という意味で「あらゆる関心なしに ohne alles Interesse」と称した⁽¹⁰⁾) 同時に概念との適合・不適合によって行われるものではない(プラトンのアイデアのように)。

このように判断することが内在的に他者との一致を求めることは、判断という精神力に思考や意志にはない特徴を見いだすことである。⁽¹¹⁾ 判断力を行使することの中で、人との結びつきひいてはなんらかの共同体形成力が期待されるということである。これは特に政治的文脈で判断力を考えるとき重要になるであろう。

ゼリリは、アーレントは妥当性問題に十分な回答を与えていない、というしばしば聞かれる批判を取り上げ、それに反論する形でアーレント独自の政治的判断力概念と妥当性概念を明らかにしようとするのである。

このとき、ゼリリが意識するのはハーバーマスのアーレント批判である。ハーバーマスが特に彼の初期においてアーレントから影響を受けたことは知られている事実である。『公共性の構造転換』が「社会民主主義がボロくずのように捨てて顧みない」公共性(公共圏)というテーマを取り上げたことは「人間の条件」ほかの著作で展開したアーレントの問題意識と共通していることは明らかであるし、ヘーゲルのイェナ時代の論考(「実在哲学」

「人倫の体系」を手懸かりにし、労働と相互行為の区別に注目し続けていたことはアーレントの活動概念からのメッセージをハーバーマスが真摯に受けとめたと見ることができるであろう。⁽¹²⁾しかしやがて、ハーバーマスはアーレントの問題圏から若干異なった問題設定へと移っていく。『コミュニケーション行為の理論』を経て『事実性と妥当性』へ至る道、すなわち討議論的倫理、熟議民主主義への道を取るようになったのがそれである。ゼリリが取り上げるハーバーマスのアーレント批判はこのアーレントとハーバーマスとの分岐点に位置するものと見ることができる。

ゼリリはアーレントにも判断力の妥当性を確立するだけの理論的条件が備わっていたことを示そうとする。それはアーレント自身とは必ずしも親しくなく、おそらくアーレントが殊更意識もしていなかったであろう数人の思想家を引き合いに出すことよってであった。

ゼリリはハーバーマスのアーレント批判が拠って立つ合理的議論を、その基盤というべき前提を検討することよって問題とする。これを行ったのはエルネスト・グラッシ Ernesto Grassi であり、グラッシは修辞学の説得行為を論じながら、形象的言語の効果に注目する。⁽¹³⁾説得に用いられる言明の最も根底には、これ以上根拠づけられないものが想定されている。この根底に横たわっているとされる原初的な原理は直示的 *indicative* であるとともに形象的 *figurative* であり、想像力よって担われるものである。哲学と修辞学の長い対立にもかかわらず、合理的立論の地位はこのように、形象の言語よって相対化されることになるといつてよいであろう。ゼリリはこのようなグラッシの形象的なものの力の強調とそれによる合理的言説の相対化に、アーレントの判断力論と類似的トーンを見いだす。なぜならば、アーレントが判断力論で目的にしていたのは、人間的領域においては合理的真理の備える必然性の強制的性格への、われわれの感覚を緩めることにあったと見るからである。

次にゼリリは判断力に議論の余地がないのかという疑問を検討する。アーレントが判断力の模範としたカントの『判断力批判』には「趣味については議論の余地がない」という格言が検討課題として掲げられていた。ゼリリはスタンリー・キャヴェルの美的判断力論を参照していく。キャヴェルは美的判断には論証という回路を通すのではない、別の合意達成法があると述べる。カントが『諸学部のあるごとく』を論じたときの“Streifen”がそれに当たるといっているのである。これは論争 Disputieren とは異なっていると見るべきであろう。一方で論争が有無を言わせぬ証明過程に依拠しようとするのに対し、あるいは説得によって一致可能だということである。ゼリリによれば、実はアーレントも同様の議論を行っていた。証明でなく説明 account（いかにその意見に達したか）を通じていくのが政治的領域に適合的な態度だとアーレントは述べているのである（p.170）。

次に、ゼリリは、合理的議論を通して合意が達成可能であるというハーバーマスの信念への疑問を投げかける。これは、ジャン・フランソワ・リオタールを援用することで行われる。以上のリオタールの引証は、アーレントが判断力を働かせようとした政治的状況の基本的性格を明らかにする意味と受け取っておこう。

さて、ゼリリによればアーレントは、証明に基づく（従って概念や知識を用いて、相手の知性に対しては強制的な効果を持つ言説を通じて行われる）判断力の妥当性を拒否しながら、異なった性質の妥当性を考えていたのである。ゼリリはそれを検討しようとする。カントが提示した例にあるように、我々が「このバラは美しい」と判断するとき、花についての生物学的知識は不要である。知識に関わりなく我々は花の美醜を判断することができる。政治的領域での判断はそれと同様であるとアーレントは考えていたのであるとゼリリは言う。知識という関係ではない、別なる関係が判断する自分と他者、自分と世界の間にあると見るべきではないか。アーレントがここに見いだしたのは、事柄や事件を意味づける新しいフォームあるいは形象である。例えば、「平等」という言

葉の下に何を見いだすかという意味の感覚が、ある瞬間に創造されているという事実である。これはすでに規定された、あるいはよく知られた「平等」という概念をどの人間に適用するかという類の精神作用ではない。⁽¹⁴⁾ 一例を挙げれば、白人の裕福な男性と並んで黒人の女性とともに「平等」であると言うときに起こっているのは、これは「平等である」という判断のイノベーションなのである。このような判断を下すことは、人々が相互に語り合いながら、語りを通して人々の感覚を変化させ、その変化をさらに別の人々に伝えることができるであろう。かくして判断は公共的世界を変化させることができるのである。

ところで、判断することがこのように行われるとき、人々には自由であるという感覚が生じるのではないか。規定の知識を適用することによってではなく、事柄を新しい視座から眺め、新しい関係において把握する精神の働きの中で自由の経験が起るのではないか。

以上のように述べるゼリリの判断力の妥当性論は、その力点を判断するとき人が経験する自由の境位に置いていたといえる。このスタンスは、ゼリリ自身も引用しているロナルド・ベイナーの主張と重なり合うものである⁽¹⁵⁾、近年活発にアーレント論を展開しているダーナ・ヴィラの見解とも共通点を有するものである。

三 判断力とナラティブ

以上のようなゼリリの判断力論に対して、レスリー・ポール・テイラーが早速の批判を加えた。この批判をゼリリは三点あると受けとめている。われわれも、ゼリリの認識に従ってテイラーの批判を確認することによろう。

第一に、テイラーはゼリリのアーレントの判断力論のとらえ方に欠落を見いだす。それは物語行為 *story telling*

に込められた判断力の働きへの注目であり、物語がおこす人間的対象の変容への考慮である。アーレント自身が述べているように、物語ることの中で世界における生活は意味を付与され、耐えられるものとなる。物語ること、物語を聞き、それを読むことの中には判断力が働いている。ゼリリはホメロス（およびヘロドトスならびにツキユディデイス）の歴史叙述に公平な視点の設定を見ていた。ここでは、敵と味方、ホメロスならばアキレウスとヘクトルがその勝敗にかかわらず賞賛されていた。このような公正な判断を可能にしたのは、アーレントもゼリリも他者の視点に身を置いて考えることができたからだった。これをカントは「拡大された思惟様式 *erwartete Denkart, enlarged mentality*」と呼んだのであるが、ゼリリはこれが物語行為の中にあることに言及していない。そして、ティーリーは、ゼリリの議論の重要な支持点となる言語観をもたらした修辭学が、じつは説得的ナラティブであることに気付かなかつた、と言うのである。想像力の言語が「新しい関係とパターンをものごとの間に発見する」ことができるのも物語を範とした理解のあり方がそこに働くからである。

ティーリーのゼリリ批判の第二の論点は、想像力の自由な働きについてのゼリリの叙述についてである。想像力は概念のコンテナを超えて拡がるものである。しかし、判断力の反省作用は、想像力の物語の中に働く理解作用で想像力を制約する作用を持つだろう。物語は筋書きを持つが、この筋は自由な想像力を筋の展開するラインに沿って統合するのである。ゼリリは以上のことに気付いていない。

第三の批判点はゼリリが判断力の作用から道德効果の重要性を奪い取ってしまったという点である。確かに、カントにおいて道德の問題は『実践理性批判』の問題であって『判断力批判』の少なくとも中心問題ではなかった。しかもカントは道德の命題を定言命法というきわめて形式的な言明に表した。しかし、アーレントでは違っていた、とティーリーは言う。アーレントは範例 *exemplary* を重要視した。ティーリーは、範例は物語によって

語り出されるものであり、同時に規範的效果をもつものである点を強調する。すでにアーレントは「シエクスピアの方が道徳教本よりも有効である」と言っていたではないか。

このようにティエリーが判断力の道徳性を強調するのは、ゼリリの主張にある判断力の効果にある種の「物足りなさ」を感じるからである。ゼリリにとって、政治的判断力の効果は、何が共通で、共有されるべきかについての人々のセンスを変化させることであつた。したがって、判断が道徳的效果を持つとすれば、ある意味で形式的な、ものの感じ方、とらえ方の変化をきたすからであつた。この点を捉えて、ティエリーは、ある事柄が我々の公的世界の一部をなす重要問題であることが分かつたからと言って、この問題の困難に対処することを語っていることにならない、と失望を表明するのである。「ゼリリが『レブレゼンタイヴな思考は政治的行為や判断に何のガイドにもならない』と言うとき、政治的レレヴァンスという赤兎を合理主義という産湯と一緒に流してしまつたのだ」(p.711)と断るのである。

むしろティエリーは、ナラティヴのとりわけストーリーの生産的な力に期待したのである。物語は回顧的であると同時に(この場面での意義はティエリーも否定しない)未来へ向かうものである。アーレントの判断力概念は自由であると同時に責任ある姿勢を持つるのである。

四 エルネスト・グラッシ―形象の判断力の創造性

エルネスト・グラッシの名著とも云うべき『形象の力』はながらく日本の一般読者に紹介されなかつた。¹⁶二〇一六年、原研二氏の訳が白水社から刊行され、グラッシの思想の中心が明らかになつたと言える。以下主としてこの訳業を参考にしつつ、グラッシの主張を検討したい。その中でグラッシが判断力とくに説得の方途としての

「言葉の発見」に与えた重要な位置と、その新しい意味を言葉に与え、社会の新しい事実を形成する「創造性」を見ていたかを窺い知ることになるであろう。

エルネスト・グラッシは人文主義の伝統を想起しながら合理主義的思考と形象的思考の二分法の構図を維持しつつ、後者の根源性を証示しようとする。合理主義的思考はたしかに推論において演繹法を採用し、確実に結論を導くが、証明を必要としない絶対の前提をそれ自身では生み出すことができない。前提を基礎づけるためには、むしろ、形象的言語を採用するしかない、とグラッシは主張する。

グラッシが人文主義的伝統を歴史的に顧みる中で明らかにするのは、この伝統が〈事・レス・サス〉と〈言葉・ウエルバ・ヴェルバ〉を一致させる努力の積み重ねだったことである。この「一致」とは社会が言葉によって成り立つという事実において典型的に現れる。

「そもそも弁論を介してしか人間は社会を形成できなかっただろうし、その社会をして固有の、つまりもつとも固有の〈内容・レス〉に到達させるのが弁論なのだ。」

したがって〈言葉〉の発見と共有を行う弁論の研究は「人間の自己実現を先導する」といえる(三二二頁)。この際重要視されるのは論理的言語よりむしろ、根拠を指し示す形象の言語なのである。

形象の言語としてグラッシが焦点を当てるのはメタファー(隠喩)である。メタファーの原義は「移し替えること」にある。すなわち、或る領域の表現を別の領域に移し替え、適用することである。このことによって、人が直面する現象のうち、いまままで隠されていた側面を明らかにしようとするのである。グラッシはクインティリアヌスの修辞学教義を読み取ることでこの指摘を読者に提示する。

「メタファは言葉が〈自分の〉領域から他の領域へと転じることなのだ。この転移はしかし二つの異なる領域に

ある類似を直接に洞察することなしには実行しがたい。」

発見と洞察が弁論者に求められる。

「メタファはそれまで隠されていたものを〈見える〉ように働きかけ、合理的には演繹できない共通のものが、メタファによって読者あるいは観衆に〈明示される〉のである」(二五三頁)

芸術はこの働きの典型例のように思える。人間内部の隠された豊かさを物質世界の関係に置き換えることが芸術活動になる。

「中世の考えに従えば芸術家の内部に胚胎する形象を物質に移動させることによって生まれる」(二五六頁)
さらに、それは芸術に留まらず、あらゆる人間の事象に適用可能である。

「現実はそのゆえ最も深いところではただ鏡像として、メタファとしてのみ白日のものとなる」(二五五頁)

人間がメタファを用いるのはその発見の作用に依存している。新しい関係を二つの異なる領域のあいだに見いだすことであり、物事の見方を組み替え、組み替えて他者と共有するべく訴えることに他ならない。

こうして、グラッシの考察は発見の才能について西洋思想史がどう捉えてきたのかというテーマに連なっている。隠れた関係を明るみ出すこの才能は天賦の才 *ingenium* として捉えられてきた。古代のインゲニウム説はこの才能を神とのつながりによって捉えていた。そしてその才能の内実はといえば、

「天与の才は現実の上位と下位の段階を結合させるのである。天与の力の生み出すこうした連続性は、人間を感覚的―自律神経的な生命へとつなぎ、人間はこの生命を、自分の感情に反映される魂の素質に基づいて確認するのである。」(二六一頁)

グラッシは近代において代表的なインゲニウム説としてウアルテを挙げる。⁽¹⁷⁾

「ウアルテの主張によれば、〈天分 *ingenio*〉という述語は〈孕む *gigno*〉〈内部に *in*〉〈生み出す *genero*〉の三つの言葉から導き出すことができ、……創造行為と関係づけられる」

さらに考察を進めると、ウアルテの展開によれば、

「それは〈概念〉、〈認知〉、〈精神言語〉の〈場〉と見なされる。ウアルテによれば〈概念〉は創造的、形象的図式であり、知りたいという衝迫に対応したものである。」

この図式を自分の内に独自に形成できることが求められるのである。

このようなグラッシの人文主義的なレトリカへの注目、特に隠喩の重視はアーレントにおけるメタファー重視と共通するものがある。アーレントは『精神の生活』第一巻において思考 *thinking* を扱う中で思考という目に見えないものを可視化し共有できる、いわば「世界化」するものとして隠喩を扱っていた。¹⁸ 同箇所でアーレントがハイデッガーにおける詩的言語と哲学的思考の親近性を肯定的に引証しているのを見るとこれら三者間の関係性が仄見えてくる。

グラッシが言語の創造性を強く打ち出したことは次節で述べるように判断力の可能性ならびに修辭学の現代的展開可能性を開くものとして注目してよい。しかしグラッシをアーレント解釈の「補助翼」ならぬ「主翼」として用いることには、やや慎重にならざるをえないであろう。アーレントが依拠したカントがそもそもレトリカに關して懐疑的で、批判的な言述が多く見られることは今措くとしても、『判断力批判』においてこの能力が「悟性と構想力の遊動 *Spiel*」によって稼働するとされていたことを忘れてはならないであろう。以下の引用は悟性と構想力の関係が判断の伝達可能性に連動することを表している。

「趣味判断には、表象様式の主観的な普遍的伝達可能性がある。この伝達可能性は、或る規定された概念を前提とすることなく生じなければならぬから、それは構想力と悟性の……自由なたわむれの状態が、表象をつうじて対象が与えられる場合に、その表象にかんして普遍的に伝達されなければならない」⁽¹⁹⁾

したがってアーレントの判断力解釈としては「ハーバースマスではなくグラッシ」ではなく、またその逆でもなく、両者を共に考慮に入れる方が妥当なのではないかと思われる。

五 判断力の現代的要請

前々節で見たテイリーリの批判はゼリリへの反論と言うよりむしろ、ゼリリの議論の欠落を補うという性格が強いと言える。このことから、アーレントの判断力論というテーマは妥当性論に限ってさえ、論点が未だ論じ尽くされていない状況を呈していると言つてよいであろう。

ゼリリの議論に関して一点コメントしておく、ゼリリはもっぱら事件や出来事を判断し公共的領域をかたちづくるスペクテイター（観察者）の能力としての判断力を問題にした。その生産的想像力の現実を組み換える力に着目することによって可能性を強調したのである。筆者はこれを再び行為者の能力として考えることはできないか、という感想を期待と共に持つ。たしかに、判断力をもっぱらスペクテイターに帰属する能力として捉えられたからと言って、必ずしも実践的性格が損なわれるということではない。カントが言明しているように、天才の創造性を補佐する補助的能力に取り込まれることによって、創造性に寄与する可能性も大きいのである。しかしこれを政治実践の能動的能力として考えることは、参加と責任に結びつく政治生活の構成的契機として政治的判断力を据えることである。後期のアーレントはこの立場から離れていった、というのがアーレント研究のこれ

までの通説であり、それはアーレント思想の中により強力な政治的能力の発見者を期待した研究者からも、その対極に位置する、アーレントに実践への関与よりも自由で独立した思考の持ち主の座を期待する研究者からもね支持されている。例えば、デーナ・ヴィラは、アーレントが公的世界との間にあって不一致を作り出すことをしてまでも自律的な判断を通したという（周知のようにアイヒマン裁判でのアーレントの意見〈判断〉はアメリカ本国をはじめとするユダヤ人コミュニティから強い反発を招いた）事実を通して、アーレント自身の判断力論の性格が政治的実践能力とは隔たつたものであることを指摘した。しかし、三木清が『構想力の論理』でカントの『判断力批判』への詳細な言及と分析を通して行おうとしたことがまさにこれであることを考えるとき、生産的構想力と判断力の構成的意義の問題は、アーレント解釈を離れても、追究するに値する課題であるように考えられる。すでに見たように、そもそもゼリリが引証したエルネスト・グラッシ（そしてヨーロッパ思想におけるレトリックの伝統）は、演説者という行為者の論理、すなわち政治的実践の説得力を問題にしていたのである。

引用・参考文献

- アーレント、ハンナ「文化の危機」『過去と未来の間に』志水速雄訳、合同出版 (Arendt, Hannah, *The Crisis of Culture, in Between Past and Future*, 1961.)
- 『精神の生活』佐藤和夫訳、岩波書店、一九九四年。
- ベイナー、ロナルド「解釈試論」アーレント『カント哲学講義』浜田義文監訳 法政大学出版局一九八七年 (Ronald Beiner, *Interpretive Essay*, Hannah Arendt, *Lecture on Kant's Political Philosophy*, Chicago, 1982)
- カント、イマヌエル『判断力批判』熊野純彦訳 作品社二〇一五年、(Kant, Immanuel, *Kritik der Urteilstkraft*,

1790)

グラツィン・エルネスト『形象の力』訳白水社 (Grassi, Ernesto, *Macht des Bildes: Ohnmacht der rationale Sprache*,

Fink München, 1979.)

高野清弘『政治と宗教のはざままで—ホッブズ、アレント、丸山眞男、フッカー—』行路社、二〇〇九年。

Thiel, Leslie Paul, "Judging Hannah Arendt; A Reply to Zerilli" *Political Theory*, No.5, 2005.

Zerilli, Linda M. G., "We feel our freedom" *Political Theory*, No.2, 2005

"Reponse to Thiele" *Political Thought*, No.5, 2005.

(1) Zerilli, Linda M. G., "We feel our freedom" *Political Theory*, No.2, 2005.

この「論争」にはさらに「ティリーリーに対するゼリリの回答」「ティリーリーに答える」「Reponse to Thiele」*Political Theory*, No.5, 2005. が加えられている。これはあわせて本文中で紹介する。

(2) 確かに倫理学において判断力概念は、蓋然性の領域において働く徳としてのフロネシス *phronesis* を説いたアリストテレスに遡る歴史を持つし（「ニコマコス倫理学」）、論理学においても、イデアと感覚世界におけるイデアの分有 *methexis* を問いただそつとしたプラトン、「判断とは概念の分割である」と述べたヘーゲルの名が想起されるように判断論（命題論）はその重要な一部をなしている。また、法学的領域においては、判決という行為やその蓄積である判例は法制度の不可欠の契機となっていることは承知のことであろう。法的判断力論を論じた業績として法学レトリカの思考とその枢要部分であるトピカ的思考については Th・フィーヴェク『トピカと法律学』植松秀雄訳木鐸社一九八〇年、植松秀雄編著『掘り出された術・レトリック』木鐸社、一九九九年などがある。また、教育学においても教育の達成する目標として判断力が挙げられることがあるし、教育者が備えるべき資質として判断力を養うべきであるとする教説も見いだされる（O・F・ホルノー『現代における人間性の運命』須田秀幸訳、未来社、一九七一年）。そして美学においては、美しいと判定する精神力を美的判断力という名で捉えてきたバウムガルテン、カント以来の歴史がある（バウムガルテン『美学』松尾大訳、玉川大学出版部 Alexander

- Gottlieb Baumgarten, *Aesthetica*, 1750/58. カント『判断力批判』Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, 1790.)
- (3) 判断力の理念史を単独に扱った書物はまだ現れていないと思われるが、レスリー・ティリーの『判断力の(核)心』Leslie Paul Tiele, *The Heart of Judgment*, Cambridge, 2006. には理念史的回顧を一章に充てている。なお、ティリーの業績は管見の限り日本には紹介されていないが、拙稿「レスリー・ポール・ティリー『判断力の(核)心』—実践的知恵、神経科学、ナラティブ」鳥根県立大学『総合政策論叢』二〇一〇年第十八号においてその概要を紹介しておいた。
- (4) カントによれば「判断力は規則の下に包摂する能力、すなわちあるものが一つの与えられた規則の下に属するものであるかを弁別する能力」(『純粹理性批判』A 132 高峯一愚訳)である。カントは普遍的な基準が明らかであってその基準を個別的事象に適用する「規定的判断力 bestimmt Urteilskraft」とその対蹠といふべき個別的事象のみが明らかであってそれに対応すべき基準を探し求める「反省的判断力 reflexierende Urteilskraft」を区別していた。
- (5) ホップズ『レヴァイアサン』では自然状態において、人々は自己のおかれた状況の判断を自ら行わなければならない、結果として判断のアンキーが生じる可能性を述べていた。
- (6) 古代自然法と近代自然法の関係についてはA・Pダントレーヴ『自然法』久保正幡訳、岩波書店、一九五二年。
- (7) ユルゲン・ハバーマス、『コミュニケーション行為の理論』『事実性と妥当性』など。
- (8) ロールズの「反省的均衡」は判断力概念と重なり合うが当面の考察からは除外する。
- (9) 一方でカール・シュミットの政治的なものの概念の把握他方でハバーマスの理性の脱超越性の提案(すなわちコミュニケーション行為として理性を捉えること)の間に現代における政治的判断力論が位置づけられることを以下に簡略にはあるが示しておいた。「解説」ハンナ・アレント阿部齊訳『暗い時代の人々』ちくま文庫。
- (10) カント『判断力批判』s.o.
- (11) アーレントによる三区分を借用すれば、思考 thinking は(真偽ではなく)「意味」を求め、意志は発意の自由と一貫性を求めるといえる。
- (12) ハバーマス「ハンナ・アレントの権力のコミュニケーション概念」において行った批判をベイナーは以下のように要約する。「ハバーマスはアーレントが実践的論述を合理的論述の範囲内へ持ち込むのを拒否することによって、この論述に認識的地位を否定し、それによって実践的判断から知識を切り離している、と論じる」ベイナー「解釈試論」浜田義文監訳二

- 七頁。ハーバーマスの眼からはアーレントが政治的実践問題についての合理的合意から遠ざかっているように思えるのである。
- (13) エルネスト・グラッシ Ernesto Grassi 1902—1991 はミラノ生に生まれミラノ大学で学位を取った後、フランスに滞在、モリス・ブロンデルと交際し、その後ドイツでハイデッガーに学んだという。ミュンヘン大学、ベルリン大学、スイスのベルン大学などで教鞭をとった。主著に『形象の力—合理的言語の無力』『芸術と神話』などがある。なお、グラッシとアーレントとは同時代人であり、共にハイデッガーの下で学んでいることから相互に交流があったとしても不思議ではないが、ヤング・ブリュエルなどの伝記、夫ハインリヒ・ブルツヒャー、ヤスパースなどの書簡集にはグラッシの名前は見当たらない。また、アーレントが常用していた住所録 (*Hannah Arendt Das private Adressbuch 1951-1975*, hrsg. und kommentiert von Christine Fischer-Defoy, Koehler & Amelang, 2007.) にも見当たらない。
- (14) これは「規定的判断力」の作用であり知識志向型の意識であると言って良いであろう。本論が論じている「反省的判断力」とは異なる。
- (15) 「人間の自由は反省と判断を通して、人間的な自由な活動から引き出される快を通して確証される」(ペイナー、「解釈試論」『カント哲学講義』)
- (16) Ernesto Grassi, *Macht des Bildes: Ohnmacht der rationale Sprache*, Fink München, 1979.
- (17) Juan Huarte de San Juan (一五二九—一五八八)
- (18) 『精神の生活』第一巻佐藤和夫訳、岩波書店、一九九四年、一一五頁以下。
- (19) カント『判断力批判』熊野純彦訳 s.9。